

長野県公募型プロポーザル方式に関する質問・回答(委託・工事)

最終更新日: 令和7年4月1日

1 総括		
番号	質 問	回 答
1	どのような業務に公募型プロポーザル方式を適用するのですか。	長野県(知事部局及び企業局)が発注する調査・計画・設計等の業務の内、主に次の業務です。 ①標準的な積算基準を有しない業務 ②高度な技術的知識と経験に基づく判断を必要とする業務 ③新たな技術や解析手法などを採用する先例が少ない業務 ④その他本方式で執行することが適当であると認められる業務
2	どのような工事に公募型プロポーザル方式を適用するのですか。	長野県(知事部局及び企業局)が発注する建設工事の内、主に次の工事です。 ①標準的な積算基準によらない工事 ②高度な技術的知識と経験に基づく判断を必要とする工事 ③新たな技術や解析手法などを採用する先例が少ない工事 ④その他本方式で執行することが適当であると認められる工事
3	当該工事及び当該業務への入札参加資格要件は何時までに、満たしていれば入札に参加できますか。	掲示日から随意契約締結日までの間に、同項のすべての条件を満たしていなければなりません。
4	公募型プロポーザル方式適用工事及び業務の実施にあたり、実施協議を行いますか。	発注機関の長は、発注要件等を様式1により主務部局長に協議を行います。 部局長は、この協議について関係課長の意見を徴して様式2により発注機関の長に回答を行います。 また、技術者評価型の業務については、財務規則第22条(予算に関する重要事項の協議等)第3項により、総務部長協議を行って下さい。なお、現地機関の案件は行いません。
5	適用工事及び業務の応募要件等を決めるのは誰ですか。	長野県請負人等選定委員会での審議を経て、発注機関の長が決定します。
6	掲示にあたりどんな資料を準備するのですか。	準備する資料は下記によります。 ①実施要領(様式1号) ②特別仕様書 ③図面(位置図、概要図等) ④提出様式集(様式2号～8号)
7	この方式による公告は、どこに掲示されますか。	長野県公式ホームページに掲示文等を掲載します。 http://www.pref.nagano.lg.jp/kensei/nyusatsu/kokyokoji/index.html

長野県公募型プロポーザル方式に関する質問・回答(委託・工事)

最終更新日: 令和7年4月1日

2 参加表明書、技術提案書		
番号	質 問	回 答
1	参加表明書はいつから提出できますか。	特に掲示文に記載がない限り、掲示日の翌日から提出できます。
2	参加表明書及び技術提案書はどのように提出すればよいですか。	特に掲示文に記載がない限り、持参又は郵送による提出です。 なお、郵送で提出した場合は、到達したか担当事務所へ確認の連絡をしてください。
3	不明の点がある場合の質問の受付及びその回答方法はどうかすればよいですか。	特に掲示文に記載がない限り、FAX又はメールでの受付となります。 回答は、長野県ホームページに掲載します。公表するページは、掲示文等の掲載場所と同一です。
4	参加表明書の他にどんな資料を準備するのですか。	提出する資料は下記によります。 ①参加表明書(様式2号) ②参加要件資料(様式3号) ③その他資料 ・登録状況、技術者の状況、同種又は類似の実績についてはこれを証する 契約書、登録通知及び資格者証の写し等掲示文に準じて下さい。 ※共同体として資格審査を受けようとする者は、資格審査申請書(様式1)
5	通常、随意契約は入札参加資格が無くても契約できますが、公募型プロポーザル方式の場合の随意契約では、入札参加資格は必要ですか。	公募型プロポーザル方式試行要領による業務及び工事の案件であれば入札参加資格は必要です。試行要領による業務及び工事の参加資格要件を参考にして下さい。
6	当該業務の参加資格要件の1つとして「測量業者登録及び建設コンサルタント登録の両方を求めている案件」について、測量業者登録のあるA社と、建設コンサルタント登録のあるB社とが共同設計体として参加することはできますか。	「建設コンサルタント業務における共同設計方式の取扱い要領について」に記載のとおり、構成員の組み合わせは、発注業務に対応する業種区分の有資格業者の組み合わせとします。 本案件について、業者登録については共同設計体として有効です。 共同設計体として資格認定を受けようとする場合は、当該要領5(2)に記載のとおり資格審査申請書(様式1)を参加表明書と共に提出してください。
7	設計共同体として参加表明をする場合の資格審査申請書の記載方法を教えてください。	資格審査申請書(様式1)については、次の事項を記載して下さい。 ①設計共同業体の組み合わせ及び代表者 ②設計共同業体構成員の建設コンサルタント等登録状況及び業務分担形態 ③設計共同業体協定書(「建設コンサルタント業務における共同設計方式の取扱い要領について」に記載により)
8	参加表明書の審査は誰が行いますか。	提出された参加表明書は、公募型プロポーザル方式試行要領第8に規定する技術評価委員会において審査し、参加該当者を決定します。

長野県公募型プロポーザル方式に関する質問・回答(委託・工事)

最終更新日: 令和7年4月1日

番号	質 問	回 答
9	参加表明書提出者のうち、要件を満たさない非該当者は、説明請求ができますか。	非該当者は、通知をされた日の翌日から起算して10日(長野県の休日を含めない。)以内に、発注機関の長に対して書面(任意様式)により非該当理由についての説明を求めることができます。
10	技術提案書の他どんな資料を準備すればよいでしょうか。	提出する資料は下記によります。 ①技術提案書(様式7号) ②技術資料(様式8号) ③その他資料 配置予定技術者の資格、主な業務経歴、同種又は類似の実績についてはこれを証する契約書及び資格者証の写し等掲示文に準じて下さい。
11	参加表明書に記載した配置予定技術者を、技術提案書提出時に変更してよいでしょうか。さらに契約時に変更してよいでしょうか。	参加表明書に記載した配置予定技術者を、技術提案書提出時に変更することはできません。ただし、技術提案書提出時に記載した配置予定技術者は、契約時に変更することは、配置予定技術者の死亡、傷病、または退職等、真にやむを得ない場合等を除きできません。
12	虚偽申告などの対応はどうすればよいでしょうか。	落札候補者となった時点で提出された書類(工事实績、技術者実績等)に虚偽性、作為性が認められた場合には、一定期間入札に参加させない措置、更に悪質な場合には入札参加停止等の措置を講ずる事があります。
13	一度提出をした技術提案書の差し替えはできますか。	提出後の技術提案書の差し替え及び再提出は認めません。 ただし、技術提案について補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することはできます。
14	公募型プロポーザル方式の技術提案書において配置技術者を複数名として記載したいのですがよいでしょうか。	配置予定の技術者数は、複数配置することに制限はありませんが、評価は代表技術者1名に対して行います。技術者を複数名配置する場合は、代表技術者がわかるように記載願います。ただし、技術者を複数名求めている場合は、掲示文に準じて記載願います。
15	2件の公募型プロポーザル方式の案件に参加表明を提出する場合、配置技術者を同一人にしたいと考えています。先行している案件が受注可能となった場合、後発の案件を辞退することは可能でしょうか。また、辞退することでペナルティーをかせられますか。	長野県建設工事事務処理規程第3条の3(入札辞退)に準じます。そして、随意契約を行うまでの間は、いつでも入札を辞退することができるため、随意契約の特定者になる前までであれば辞退は可能であり、ペナルティーもありません。

長野県公募型プロポーザル方式に関する質問・回答(委託・工事)

最終更新日: 令和7年4月1日

3 プレゼンテーション、技術評価委員会		
番号	質 問	回 答
1	プレゼンテーションには、配置予定技術者が出席する必要がありますか。 また、出席人数に制限はありますか。	配置予定技術者は、必ず出席して下さい。 また、掲示文に記載がない限り、出席人数に制限はありません。
2	プロジェクター等を使用してプレゼンテーションを行うことは可能ですか。	掲示文に発注者が使用を認める記載がある場合は可能です。 使用される機器類(パソコン、プロジェクター、スクリーン等)については発注者に確認して下さい。
3	提出をした技術提案書は、技術評価会議が終了後、参加者に返却されますか。	技術提案書は、返却いたしません。参加企業の技術的情報を含んでいますので、随意契約対象者の特定のため以外には使用しません。 技術評価会議終了後にすべて回収して非公開対象となります。
4	技術評価会議(プレゼンテーションを含む)での技術提案項目・評価基準は事前に公表されますか。	長野県公式ホームページに掲示(公告)文等により掲載致します。 http://www.pref.nagano.lg.jp/kensei/nyusatsu/kokyokoji/index.html
5	プレゼンテーションの結果はどのように評価されますか。	技術評価会議の各構成員が評価基準に基づき評価・採点し、評価点を決定します。 発注機関の長は技術提案書評価結果表及び評価点集計結果を踏まえて、随意契約の相手方を特定します。
6	建設工事請負人等選定委員会について予定価格が1億6,000万円以下の建設工事及び2,000万円未満の委託業務について選定委員会の審議の構成はどのようになりますか。	公募型プロポーザル方式については、予定価格が所(課)委員会の案件であっても、部委員会の審議によります。
7	技術提案書非特定者への非特定理由の説明請求に係る回答に対して、再説明請求はできますか。	再説明請求はできません。

長野県公募型プロポーザル方式に関する質問・回答(委託・工事)

最終更新日: 令和7年4月1日

4 契約、公表等		
番号	質 問	回 答
1	技術提案書の評価結果は公表されますか。	長野県公募型プロポーザル方式試行に係る情報の取扱要領により、技術提案書評価結果表を評価者・特定者以外の参加者名を伏せて契約後に公表します。(発注機関において閲覧により公表)
2	随意契約あたり、技術提案書特定者の見積書の提出において見積期間はどの程度必要でしょうか。	建設業法施行令第6条第1項の建設工事の見積期間により予定価格が500万円以上5,000万円未満は10日以上、予定価格が5,000万円以上は15日以上の見積期間が必要です。ただし、やむを得ない事情があるときは5日以内に限り短縮することができます。
3	技術提案書の提出前に、過年度成果を閲覧することは可能ですか。	各発注機関にて閲覧可能です。
4	随意契約に係る情報は公表されますか。	長野県公募型プロポーザル方式試行に係る情報の取扱要領により、契約後、速やかに長野県公式ホームページに掲載致します。公表するページは、揭示文等の掲載場所と同一です。
5	仮契約の場合は、随意契約に係る情報は公表されますか。	随意契約に係る情報の公表は、本契約後の公表となるため仮契約後は公表できません。
6	詳細設計付き受注希望型要領では、詳細設計が出来たときに中間検査を求めています。公募型プロポーザル方式では中間検査をしなくてもよいですか。	詳細設計付き受注希望型は設計成果を求めているため、要領で中間検査を行うこととなっていますが、公募型プロポーザル方式では要領上は設計成果を求めておらず、施設について求めている入札方式です。 ただし「長野県公募型プロポーザル方式(建設工事)試行要領」の第15により「発注機関の長は、特記仕様書及び予定価格の設定にあたっては、特定者が提出した技術提案書を尊重し、前項の規定により特記仕様書の作成と予定価格の設定をすることとしているため、発注者が特記仕様書で必要とすれば、中間検査を行うことは構いません。
7	工事及び業務に係る費用について、想定外の要因により技術提案書提出時の見積額と随意契約前見積額に差異が生じた場合はどのような扱いになりますか。	プロポーザルで提案して頂いた内容をもとに仕様を決めて、契約をすることとなります。その後の条件変更については、受注者と発注者間の施工協議により決定します。
8	公募型プロポーザル方式における受注者との随意契約の理由は何によりますか。	公募型プロポーザル方式による契約は、事業の実施にあたり業者等からの提案を公募し、その内容を審査のうえ1者を選定し、その者と随意契約をするものです。 よって、1者の随意契約理由は、 ○地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その他の契約で、その性質又は目的が競争入札に適しないものとするとき」 ○財務規則第136条の2第1項第4号「2人以上から見積書を徴することが適当でないとき」となります。
9	公募型プロポーザル方式による契約の事前審査はどうなりますか。	公募型プロポーザル方式による契約は、1者による随意契約でありながら公募の公告をするため、財務規則第64条に基づく事前審査は、 公募の公告をしようとするときに行います。 なお、技術提案書の審査結果により、「業務又は工事の予算額」を変更し見積書を聴取する場合は、見積書の徴取前に2度目の事前審査を受ける必要があります。